

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当等支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、児童手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等支給事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ②所得情報を照会し、支給額の判定をする ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う ④公的給付支給等口座を照会し、支給口座を確認する
③システムの名称	福祉総合システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表81及び135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	交野市天野が原町5-5-1 こども家庭部子育て支援課 072-893-6406
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	交野市私部1-1-1 総務部総務課 072-892-0121

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	交野市天野が原町5-5-1 こども家庭部子育て支援課 072-893-6406
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、所定の施錠できる書棚に保管している。また、手作業が介在する作業については、複数人での確認することを徹底している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	交野市セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、併せて下記対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBは、施錠できる書棚等に保管している。 ・ USBは、事前に許可を得た媒体でのみで使用可能であり、パスワードで管理している。 ・ 文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類が混入されていないか、複数人で確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 真鍋 成史	②所属長 課長 島田 国久	事後	
平成29年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の74の項及び75の項	1 情報紹介の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び87の項 ・別表第二省令第19条及び第44条	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島田 国久	②所属長 課長 福田 美樹	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	平成26年10月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点か	平成26年10月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	新様式(H31.1.1)による5年ごとの再評価	旧様式	新様式	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和5年1月1日	評価書名	児童手当等給付事務	児童手当等支給事務	事後	
令和5年1月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	交野市は、児童手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	交野市は、児童手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称	児童手当等給付事務	児童手当等支給事務	事後	
令和5年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする②所得情報を照会し、支給額の判定をする。③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ②所得情報を照会し、支給額の判定をする ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う ④公的給付支給等口座を照会し、支給口座を確認する	事後	
令和5年1月1日	2. 特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
令和5年1月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号	事後	
令和5年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び87の項 ・別表第二省令第19条及び第44条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条、第40条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号 2 情報提供の根拠	事後	
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	平成31年3月31日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	令和6年10月法改正による支給対象年齢の拡充
令和7年12月23日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	令和6年10月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月23日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点か	平成31年3月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和7年12月23日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	様式変更
令和7年12月23日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、所定の施錠できる書棚に保管している。また、手作業が介在する作業については、複数人での確認することを徹底している。	事後	様式変更
令和7年12月23日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更
令和7年12月23日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		交野市セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、併せて下記対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBは、施錠できる書棚等に保管している。 ・ USBは、事前に許可を得た媒体でのみで使用可能であり、パスワードで管理している。 ・ 文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類が混入されていないか、複数人で確認している。	事後	様式変更
令和8年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表81及び135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。）第40条、第40条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87、106の項 ・別表第二省令第19条、第44条、第53条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健やか子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健やか子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	